

「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」について

- ◆ 平成19年7月6日付総務省通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」により、各地方公共団体は技能労務職員等の給与等の総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を策定し、公表することになりました。

この度、この通知に基づき、品川区の技能労務職員等の給与などの現状・見直しに向けた取組等を作成しましたので、公表いたします。

1 技能労務職員等の現状（平成19年4月1日現在）

(1) 技能労務職員等の人数、平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
品川区	48.5歳	550人	345,700円	442,819円	407,955円	—	—	—	—
うち清掃事務所	44.4歳	251人	343,200円	472,079円	411,743円	廃棄物処理業従事員	43.3歳	299,800円	1.57
うち用務員	51.6歳	151人	348,400円	416,901円	406,795円	用務員	53.9歳	227,200円	1.83
うち学校給食員	51.3歳	115人	339,500円	401,974円	393,014円	調理士	37.7歳	302,500円	1.33
うち自動車運転手	56.1歳	—	405,600円	496,250円	474,650円	自家用乗用自動車運転者	58.0歳	342,800円	1.45
東京都	47.0歳	2,167人	330,732円	429,065円	394,189円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
特別区	47.8歳	597人	339,315円	430,236円	401,129円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
品川区	—	—	—
うち清掃事務所	7,448,348円	4,192,600円	1.78
うち用務員	6,774,912円	3,284,300円	2.06
うち学校給食員	6,533,588円	4,167,200円	1.57
うち自動車運転手	8,069,800円	4,696,700円	1.72

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～平成18年の3ヶ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 年齢別人数データ

区 分	合計	～24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳～ 60歳
品川区	550	0	3	23	88	83	81	118	154
うち清掃事務所	251	0	3	20	75	57	25	23	48
うち用務員	151	0	0	1	6	15	31	44	54
うち学校給食員	115	0	0	2	7	9	22	36	39

(3) その他給与に関する事項

①給料表

行政職給料表（二）適用

②初任給の状況

区分		品川区	東京都
技能労務職	高校卒	143,000円	142,700円

③職員の経験年数別平均給料月額状況

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
技能労務職	高校卒	296,133円	314,660円	335,650円

④昇給の状況

区分	昇給号数
A	7号
B	5号
C	4号
D	3号
E	昇給なし

⑤技能労務系職員のみの特種勤務手当の状況

手当の名称	支給対象者	主な支給対象業務	日額
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員で、 廃棄物の収集等に従事した者	廃棄物の収集・運搬作業	日額700円・950円・1,000円

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

国、他団体の給与水準との均衡を踏まえつつ、特別区の任用体系や職員構成を勘案して技能系・業務系職員の給与水準の見直しを図っていきます。

3 具体的取組内容

(1) 総務省通知以降（平成19年7月6日以降）新たに取り組むこととなったもの

①給料表の改定（平成20年1月1日適用）

ア 給料表を見直し、平均9.0%（最大10.8%）の引下げを実施（地域手当の支給割合引上げに伴う給料表の引下げは別途実施）。

イ 平成19年12月31日現在の給料月額から、地域手当の支給割合引上げに伴う給料月額の引下げ分を控除した額を保障。

②退職手当支給率の改正（平成20年4月1日適用）

ア 定年退職や準定年退職等について、勤続期間11年から34年までの支給率を、0.1月から2.0月までの範囲で削減。

イ 経過措置として平成 20 年度は、勤続期間ごとの支給率に係る削減率を 2 分の 1 として支給率を設定。

(2) 総務省通知以前（平成 19 年 7 月 6 日以前）新たに取り組むこととなったもの

①任用制度の見直し（平成 17 年 4 月 1 日適用）

ア 1 級職、技能主任、技能長および統括技能長の 4 層制の職級構成とした。

イ 技能主任職等の昇任基準・昇任選考を整備した。

②給与制度の見直し（平成 18 年 4 月 1 日適用）

ア 給料表の号給を 4 分割し、勤務成績をよりきめ細かく反映できるようにした。

イ 普通昇給と特別昇給を廃止し、勤務成績をさらに昇給に反映できるようにした。

ウ 最高号給を超えて昇給できる枠外昇給制度を廃止した。

エ 級格付制度を廃止した。（平成 23 年まで経過措置あり）

オ 高齢層職員の昇給抑制対象年齢を 57 才から 55 歳に引き下げた。（平成 20 年まで経過措置あり）

カ 業績（評価）をよりの確に反映するため、勤勉手当の成績率を導入した。

キ 東京都で支給されていた清掃事業の特殊性に係る給料の調整額を特別区では支給しないこととした。（平成 22 年度まで経過措置あり）

（平成 18 年に清掃職員は東京都から特別区に身分切替している）

ク 不規則勤務手当の一部を廃止した。

③給与制度の見直し（平成 19 年 4 月 1 日適用）

ア 期末・勤勉手当の比率を見直し、勤勉手当の支給比率を国並に上げた。

イ 期末・勤勉手当における職務段階別加算の割合を見直した。

ウ 一定職層以上の職務において、職責を担っていることを評価してポイント化して退職手当に反映させる、退職手当における調整額制度を導入した。

4 その他（民間委託の推進、事務・事業の見直し等）

品川区は昭和 58 年から不断の行政改革を実施してきており、昭和 57 年度の職員定数（3,853 人）と比較すると、平成 20 年度には 1,247 人純減しました。

その中において、技能労務職は退職者不補充を原則に、民間委託の推進も含め事務・事業の見直し等を行ってきました。

(1) 技能労務職の採用状況

職種	最後に採用した年度
調理員	平成8年度
守衛	昭和58年度
用務員	平成8年度
自動車運転手	昭和53年度
電話交換手	昭和56年度

(2) 民間委託の推進

①民間委託が実施されている業務

- ア 警備員（区役所庁舎・学校）の民間委託化、機械警備化
- イ 保育園での給食調理業務
- ウ 道路・公園等の維持管理業務

②民間委託を順次進めている業務

- ア 小・中学校での給食調理業務
- イ 自動車運転業務
- ウ 電話交換業務

「最小の経費で最大の効果」を求める行政運営の推進は、区政運営の基本です。品川区は今後も事務・事業の効果的効率的運営を推進していく中で継続的に見直しを行い、民間が持つ専門的で多様なノウハウを活用することにより、一層のサービスの向上や経費の節減が見込まれる事業などは、その質を確保しつつ、民間でできるものはできる限り民間活力の活用を図り、業務委託化等を推進するとともに、直営については、真に必要な業務に限定していきます。